



高齢者をねらう悪質商法にご注意!

全国の消費生活相談窓口には、毎日高齢者をねらった消費者トラブルが数多く寄せられています。その数は年々増加し、高額な被害にあった相談も相次いでいます。

振り込め詐欺

電話やハガキなどで、行政機関や公的機関、または、家族、警察官、弁護士などになりすまし、現金をだまし取ったり、架空の債権を請求したりする悪質な犯罪です。ATMを使わず、郵便で現金を送らせるなど、その手口は常に多様化しています。

○被害にあわないためのポイント

- ・行政機関や公的機関、家族などを名乗る電話があっても絶対に鵜呑みにせず、事実かどうか、必ず確認する。
- ・「ATMで携帯電話を使え」と言われたら《振り込め詐欺》だと疑い、警察へ相談する。

催眠商法

くじやチラシ、日用品の大安売りなどの名目で人を集め、閉じこめて密室状態にし、無料配布や早いもの勝ちの格安販売といった方法で、巧みに熱狂的な雰囲気を作り出し、高額な商品売りつけます。

○被害にあわないためのポイント

- ・目的がはっきりしない場所へは近づかない。
- ・まわりの雰囲気に関心されない。
- ・もし欲しいと思っても、その場で契約せずに、家族やまわりの人と相談してから慎重に契約する。

送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして代金を一方的に請求します。

○被害にあわないためのポイント

- ・身に覚えがなければ受け取らない。
- ・家族が頼んだのかも?と思っても確認できるまではお金を支払わない。

点検商法

「無料で点検します」などと言って業者が家庭を訪問して、あたかも正規の点検の振りをしながら不安感をあおり、不当に高額な金額で契約させます。

○被害にあわないためのポイント

- ・あわてて契約せず、ほかの事業者からも見積もりをとる。

高齢者のご家族やまわりの方々へ

高齢者は在宅していて連絡がつきやすい、訪問しやすいということに加え、年金で定期的に収入が見込まれることから、悪質事業者から非常にねらわれやすくなっています。

また、被害にあっても気付いていなかったり、気付いていても家人に知られたくない、恥ずかしい、怒られるという気持ちから、誰にも相談できずに二次被害などにあう場合も見受けられます。

高齢者の様子がおかしいと思ったら、家族の方や近所の方が声をかけてください。家族、地域などの見守りが非常に重要です。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当 ☎ ⑤2 6578 有線⑤ 7784
滋賀県消費生活センター ☎ 0749 - 23 - 0999

まわりの方々の見守りが、高齢者の消費者トラブルを防ぎます